

令和 7 年度 第 4 回 国立市指定管理者選定委員会 議事要旨（記録）

開催日時	令和 7(2025) 年 10 月 20 日(月) 18:00 ~ 20:16
開催場所	国立市役所本庁舎地下 1 階 食堂跡地
出席委員 (順不同)	宮崎宏一 委員長、藤崎秀明 副委員長、 上野有子 委員、上野祥太 委員、塚田好彦 委員、久保麻里 委員、 廣島温弓 委員、大川潤一 委員、松葉篤 委員、北村敦 委員、
欠席委員	松田周平 委員、川島慶之 委員
説明員 (施設担当課)	赤尾 高齢者支援課長
説明員 (指定申請者)	社会福祉法人弥生会
市当局 (事務局)	佐藤 行政改革・情報政策担当課長 簗島 政策経営課長 佐藤 政策経営課長補佐 林 政策経営課政策経営係長
傍聴者	非公開
議事	1 本日の進め方について 2 社会福祉法人弥生会から事業計画の説明及びヒアリング 3 担当課評価の説明 4 指定管理者候補者の審査 5 その他
配付資料	配付資料一覧のとおり

- 委員長より、令和7年度第4回指定管理者選定委員会は、事業者の経営情報、個人情報等を含むことから、非公開で開催することを説明した。
- 委員長より、松田周平委員、川島慶之委員の欠席の報告があった。

1 本日の進め方について

- 事務局より、令和7年度第4回指定管理者選定委員会の進め方について、以下のとおり説明があり、確認された。
 - ・くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者指定申請者である社会福祉法人弥生会の方が説明し、事業計画書など申請内容について説明した後、ヒアリングを行う。
 - ・次に、施設の所管課である高齢者支援課から、選定基準に沿って実施した評価内容について説明をした後、質問等を行う。
 - ・最後に、申請書、事業計画書、担当課事前評価、質疑応答内容を総合的に判断した上で、指定管理者選定委員会として、選定基準に対する評価を実施し、指定管理者の候補者とするか否かを決定する。

2 社会福祉法人弥生会から事業計画の説明及びヒアリング

- 指定申請者である社会福祉法人国立市社会福祉協議会から、自己紹介があった後、事業計画書等の申請内容について説明があった。
- 説明後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委 員】

- お風呂を午前と午後で二交代にすること以外で、利用率を上げる余地はあるか。収入をふやす大きなポイントだと思う。
- 事業計画書の4ページの⑤の「適正な職員配置は可能か」で「質・量の両面で職員確保が課題となっているため、必要に応じて派遣職員で対応している」とあるが、派遣職員をどのように活用しているのか。
- 常勤職員は、最低賃金ラインで働いているのか。

【説明員（指定申請者）】

- 利用率に関わるのは、お風呂以外では、食事である。北高齢者在宅サービスセンターには厨房があり、調理員も職員にいることから、アレンジが

しやすい。献立により、追加の利用がある。加えて、職員対応の評判がよく、今年になって、平均利用率が定員近くまで大きく伸びている。

【説明員（指定申請者）】

- ここ一、二年は、介護職の入替が頻繁にあり、職員が足りないときには派遣職員を使っていた時期があった。
- 常勤職員は最低賃金のところに引っかかっていない。清掃は、しうがいしや雇用で最低賃金の設定をしている。運転業務は、かなり低い賃金となっており、最低賃金が毎年50円、60円上がっているので、影響を受ける部分がある。

【委 員】

- 資料3-2の1ページ、6、利用料金について詳しく教えてほしい。

【説明員（指定申請者）】

- 実費負担金については、食材費、調理職員の人工費、光熱水費に基づき、おやつ代を含む昼食費を設定している。特別行事食は、ごちそう食の日でマツタケごはんやウナギなどを出しており、上乗せ負担をいただいている。負担は増えてしまうが、特別行事食の日は、通常より利用者が二、三人多い。

【委 員】

- お支払いは、どのような形でもらっているのか。

【説明員（指定申請者）】

- 銀行の引落しをお願いしている。銀行が難しい方は、郵便の振込としている。できるだけ現金のやりとりはなしとして、ご家族の方に支払っていただく形を取っている。

【委 員】

- 資料3-2の4ページ、2の施設の個別事項、1) の②の一番下、「利用者への援助内容」について、詳しく聞きたい。

【説明員（指定申請者）】

- 初めに、ケアマネジャーがケアプランを立てる。次に、ケアプランに基づき、デイサービスを利用することとなったら、デイサービスのプランを作ることとなる。そのプランに基づきながら、デイサービスの職員が援助していく

【委 員】

- もし利用者本人とその家族で意見が食い違った場合には、どうされるのか。

【説明員（指定申請者）】

- 基本的には利用者本人の状況による。家族と同居している場合、利用前に必ず相談員と窓口の職員が訪問をして、状況を確認する。その中で、できるだけ本人とその家族が合意した内容で援助しようと努めている。

【委員】

- 資料3－2の2ページ目に「国立市個人情報保護条例」との表記があるが、当該条例は廃止されている。「法の趣旨にのっとり」でよい。

【委員】

- 組織体制について、法人本部を設けて、指揮を取るような形が組織図としては見える。どういう効果があるのか。北センターへの影響があるのか。

【説明員（指定申請者）】

- 法人本部が独立しているわけではない。法人運営や財務などを検討する場合は、特別養護老人ホームの施設長、事務長、くにたち苑のデイサービスの所長、北センター所長の私、理事長で事業全体を考える。基本的には、そのような構成が法人本部である。

【委員長】

- 資料3－2、5ページの⑥に、利用者への応対の関係で毎年第三者評価をやっているとの記載がある。利用者応対以外でも第三者評価の記載があつたが、どのように評価されているのか。

【説明員（指定申請者）】

- ここ数年間では、新型コロナウイルスによる利用の伸び悩みについて、レクリエーションやアクティビティーを工夫してはどうかということがあった。利用者調査によると評価が高いことから、第三者評価でも高い評価を得ている。

【説明員（施設担当課）】

- 資料3－4の一番最後のページに資料編として、令和6年度の第三者評価の全体講評がついている。

【委員】

- 高齢者は、どのようにケアマネジャーにつながるのか。

【説明員（施設担当課）】

- 介護サービスを使いたい方は、まずは市役所で審査を受け、介護度が認定される。認定を受けた方は、原則としてはご自分でケアマネジャーに接触をして、契約する制度となっている。ケアマネジャーの所在地が分からぬという方については、市役所の地域包括支援センターで紹介をしてい

る。

3 担当課評価の説明

4 指定管理者候補者の審査

- 施設担当課である高齢者支援課から、資料2－1に基づき、施設担当課による評価の内容について説明があった。

- 説明後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委 員】

- 担当課評価結果の1の(3)「管理運営を安定的に行うことができるか」の③財政基盤の評価理由に「くにたち苑単体の決算では、収支が安定し、当初の計画どおり1,000万円の積立を行うことができており」とある。事業計画書の3ページには、「運転資金（約2,000万円）を貯めることができた」とある。同じことを指しているのか。

【説明員（施設担当課）】

- 弥生会は、くにたち苑と北高齢者在宅サービスセンターの2つの施設を管理している。事業計画書にある2,000万の運転資金というのは、北高齢者在宅サービスセンターの会計の中で2,000万の運転資金を確保したという意味合いで記載されている。これに対して、評価理由のほうは、くにたち苑という、別の建物でやっている特別養護老人ホームのほうで積立をきちんとできているということで丸をつけた。

【委 員】

- 法人全体としては安定しているというのはよくわかる。他方で北高齢者在宅サービスセンターの資金収支計算書を見ると、令和6年度に関しては赤字だったということですか。

【説明員（施設担当課）】

- ご指摘のとおりである。

【委 員】

- 事業として赤字となっている中で、北高齢者在宅サービスセンターにしつかりコミットして、ずっとやっていただけるのか。

【説明員（施設担当課）】

- ヒアリングの中でお話をいただいたとおり、法人として熱意を持って運営をしてくださっているので、続けていただけるものと思っている。財務

的にも、令和6年度は、それ以前よりも赤字幅がかなり縮小している。採算ラインである1日当たり25人の利用者数という目標に対して、実績では22.5人の利用者数となっている。目標を設定し、そこに向かって進んでいる点を、事業継続への熱意のあらわれと受け取っている。

【委 員】

- 利用料金を電子決済できないのはなぜか。

【説明員（施設担当課）】

- してはいけないという制限はないが、事業者としては採用していない。

【委 員】

- 職員への権利擁護の研修は予定されているのか。それを含めて、丸と評価しているのか。

【説明員（施設担当課）】

- 職員研修については、資料3-4の7ページに外部での研修の一覧がある。権利擁護に関して言えば、虐待防止研修がある。全体としてはしっかり研修をしている法人だと受けとめている。内部研修においても、権利擁護の研修があったので、担当課としては問題と感じていない。

【委 員】

- I C Tの活用による業務負担の軽減について、例えばケアマネジャーの資格更新のオンライン受講などで困っていることを聞いていないか。

【説明員（施設担当課）】

- コロナ禍以降、ケアマネジャーの資格更新は、Zoom研修が多くなっている。Zoomなので更新が受けられなかったということは聞いていない。障害として上がってきていません。

【委 員】

- 人材確保について、イグジットインタビューはされているのか。

【説明員（施設担当課）】

- くにたち苑では、退職する職員にその理由を聞いている。

【委 員】

- 出戻りで就職された方を受け入れているのか。

【説明員（施設担当課）】

- 人手不足の状況なので、くにたち苑に限らず、多くの事業者さんで出戻りは受け付けていると思う。

【委 員】

- 北高齢者在宅サービスセンターだけ見ると赤字だが、法人全体としては

黒字であるという説明だった。センターの運営に熱意を持っていることは十分に理解できたが、事業の継続性が心配である。センターの運営に関して、財政面も含めて、どういった動機でやられているのか。

【委員長】

- 北高齢者在宅サービスセンターは、市が必要であるとして設置し、指定管理としている。民間による運営が難しい場合に、センターを存続すべきかどうかは、市の判断となる。

指定管理をしっかりと受けているという考え方を事業者に持っていた大には、利用率をさらに上げる取組や経費節減に努めていた上で、市として財的に安定的に運用できるよう応援していく必要もある。

- 弥生会さんの姿勢としては、この事業が成り立つから、手を挙げてやつていこうという姿勢と受け取っていいのか。

【説明員（施設担当課）】

- 介護報酬の影響が大きい。過去10年を見していくと、介護保険事業で黒字になっていた時代もある。コロナや介護報酬改定、昨今の物価高騰と人件費高騰の中で、今は赤字に転落してしまった。キャッチアップしていくと頑張っている姿勢は、この数年間見られるというところで、評価としては丸としている。そういうところをぜひご理解いただきたい。

【委 員】

- 人材配置のところは、丸の評価で異存はないが、介護職や調理職に欠員があり、超過勤務も出ている。超勤しないような環境の整備と育成をさらに意識して、職員がなるべく離職しないようにする、そこがポイントだと思う。人材育成に向けて、努力できることがあったら強化してほしい。そのようなことは付帯意見として入りそうか。

【委員長】

- 安定的な人員の確保、配置に向けて、厳しい状況ながら一層の努力を願いたいみたいな付帯意見をつけることは、おかしくはないと思う。
- 安定的な事業に向けて、利用率の向上の取組や人員の配置・育成に一層の努力を求めるような付帯意見をまとめていくのはどうか。

【委 員】

- このような状況で引き受けてくれている。付帯意見をつけていいのか。

【説明員（施設担当課）】

- 財務状況の改善に向けた利用率向上の取組や人材確保はすでにやっている。だからこそ、付帯意見が出たとしても、頑張ろうという気持ちになる

のでないかと思う。やる気を失ってしまうとか、事業をやめてしまうとか、そういう無責任なことはないと思う。

【委 員】

- 介護人材の問題は、どこの事業所も課題になっている。ある意味、市の考え方や取組がどうなのかということも問われる面がある。もし付帯意見として記載するならば、弥生会に押し付けているように見られないような、市と一緒にやっていくんだという意見がよい。

【委員長】

- 付帯意見が前向きな体裁となるよう、報告書をまとめる中で委員の皆さんに確認したい。そのように集約する。
- くにたち北高齢者在宅サービスセンターについて、社会福祉法人弥生会を指定管理者候補者とすることを確認した。

5 その他

- 事務局から、今後の予定について以下のとおり説明があった。
 - ・今回の審査の内容を報告書としてまとめる。
 - ・報告書を受けて、市において方針を決定する。
 - ・令和7年12月の国立市議会第4回定例会に、「指定管理者の指定に関する議案」として、議会に提案する。
 - ・指定の通知を行い、令和8年4月から指定管理を開始する。

配付資料一覧

- ・当日配付資料① 次第
- ・当日配付資料② 指定管理者候補者の選定について（諮問）

- ・資料 2－1 くにたち北高齢者在宅サービスセンター指定管理者候補者選定基準担当課評価結果

○指定管理者候補者（社会福祉法人 弥生会）資料

 - ・資料 3－1 くにたち北高齢者在宅サービスセンターの国立市指定管理者指定申請書
 - ・資料 3－2 くにたち北高齢者在宅サービスセンター事業計画書・収支計画書
 - ・資料 3－3 令和 6 年度収支計算書・貸借対照表・財産目録等
 - ・資料 3－4 令和 6 年度事業報告
 - ・資料 3－5 令和 7 年度事業計画（予算書含む）
 - ・資料 3－6 弥生会の概要
 - ・資料 3－7 定款・履歴事項全部証明書
 - ・資料 3－8 申請資格に関する申立書・国税及び地方税に関する申立書